

介護予防・生活支援サービス事業に  
要する費用の額を定める基準の改定

令和6年5月

高齢福祉課

## 介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を定める基準の改定

### 1 令和6年4月及び6月実施報酬改定

介護保険法施行規則の規定により介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の各サービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、「国が定める額を勘案して市町村が定める」こととなっています。

令和6年度介護報酬改定に伴い、本市においても、令和6年4月サービス提供分（一部令和6年6月サービス提供分あり）から報酬単価の改定と加算の創設等を行いました。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ①基本報酬の見直し

##### (訪問型サービス)

- ・訪問介護相当サービス…予防給付の基準を基本とし、訪問介護員による身体介護、生活援助を行う。
- ・緩和した基準の訪問型サービス…人員等を緩和した基準により、身体介護を伴わない生活援助等を行う。

訪問介護相当サービス	現行	令和6年4月～	増減
訪問型独自サービス費Ⅰ	週1回程度利用 1,176単位	1,176単位	<b>±0単位</b>
訪問型独自サービス費Ⅱ	週2回程度利用 2,349単位	2,349単位	<b>±0単位</b>
訪問型独自サービス費Ⅲ	週2回を超える利用 3,727単位	3,727単位	<b>±0単位</b>

緩和した基準の 訪問型サービス	現行	令和6年4月～	増減
訪問型独自サービス費 A-①Ⅰ	週1回程度利用 1,011単位	1,020単位	<b>+9単位</b>
訪問型独自サービス費 A-①Ⅱ	週2回程度利用 2,020単位	2,040単位	<b>+20単位</b>
訪問型独自サービス費 A-①Ⅲ	週2回を超える利用 3,205単位	3,240単位	<b>+35単位</b>

##### (通所型サービス)

- ・通所介護相当サービス…予防給付の基準を基本とし、通所介護と同様のサービス（生活機能の向上のための機能訓練）を行う。
- ・緩和した基準の通所型サービス…人員等を緩和した基準により、ミニデイサービスや運動・レクリエーション等を行う。

通所介護相当サービス	現行	令和6年4月～	増減
通所型独自サービス費1	週1回程度利用 1,672単位	1,798単位	<b>+126単位</b>
通所型独自サービス費2	週2回程度利用 3,428単位	3,621単位	<b>+193単位</b>

緩和した基準の 通所型サービス	現行	令和6年4月～	増減
通所型独自サービス費 A-①1	週1回程度利用 1,338単位	1,460単位	<b>+122単位</b>
通所型独自サービス費 A-①2	週2回程度利用 2,742単位	2,930単位	<b>+188単位</b>
通所型独自サービス費 A-②1	週1回程度利用 1,254単位	1,390単位	<b>+136単位</b>
通所型独自サービス費 A-②2	週2回程度利用 2,571単位	2,800単位	<b>+229単位</b>

## ②加算及び減算の新設

### 【共通】

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100
  - ・業務継続計画未策定減算 所定単位数の1/100
- ※業務継続計画未策定減算は、令和7年4月1日より適用開始。

### 【訪問型サービス】

- ・口腔連携強化加算 50単位/回（1月に1回を限度）

### 【通所型サービス】

- ・送迎減算 片道につき、47単位/回
- ・一体的サービス提供加算 480単位/月

## ③現行加算の見直し

### 【共通】

- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算  
⇒介護職員等処遇改善加算に一本化。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳの単位数については下の表のとおり。  
令和6年6月1日より適用開始。

介護職員等処遇改善加算	訪問型サービス	通所型サービス
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の245/1000	所定単位数の92/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の224/1000	所定単位数の90/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の182/1000	所定単位数の80/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の145/1000	所定単位数の64/1000

介護職員等処遇改善加算Ⅴの単位数については下の表のとおり。

令和7年3月31日まで算定可。

介護職員等処遇改善加算Ⅴ	訪問型サービス	通所型サービス
介護職員等処遇改善加算Ⅴ1	所定単位数の 221/1000	所定単位数の 81/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ2	所定単位数の 208/1000	所定単位数の 76/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ3	所定単位数の 200/1000	所定単位数の 79/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ4	所定単位数の 187/1000	所定単位数の 74/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ5	所定単位数の 184/1000	所定単位数の 65/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ6	所定単位数の 163/1000	所定単位数の 63/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ7	所定単位数の 163/1000	所定単位数の 56/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ8	所定単位数の 158/1000	所定単位数の 69/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ9	所定単位数の 142/1000	所定単位数の 54/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ10	所定単位数の 139/1000	所定単位数の 45/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ11	所定単位数の 121/1000	所定単位数の 53/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅴ12	所定単位数の 118/1000	所定単位数の 43/1000

介護職員等処遇改善加算V13	所定単位数の 100/1000	所定単位数の 44/1000
介護職員等処遇改善加算V14	所定単位数の 76/1000	所定単位数の 33/1000

※従来の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は令和6年5月31日まで算定可。

【訪問型サービス】

・同一建物減算

ア 所定単位数の15/100

事業所と同一の建物に居住する利用者50人以上にサービスを行う場合のみ適用。

イ 所定単位数の12/100

正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物に居住する利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）のみ適用。

【通所型サービス】

・同一建物減算

週1回程度利用で1月につき376単位

週2回程度利用で1月につき752単位

※事業所が送迎を行わない場合については、上記の範囲内で減算。

同一建物減算	現行	令和6年4月～	増減
通所型独自サービス費 A-①1	週1回程度利用 301単位	305単位	<b>+4単位</b>
通所型独自サービス費 A-①2	週2回程度利用 602単位	610単位	<b>+8単位</b>
通所型独自サービス費 A-②1	週1回程度利用 301単位	291単位	<b>-10単位</b>
通所型独自サービス費 A-②2	週2回程度利用 602単位	582単位	<b>-20単位</b>

・運動器機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算

⇒一体的サービス提供加算の新設に伴い、廃止。

(2) 介護予防ケアマネジメント費

①基本報酬の見直し

	現行	令和6年4月～	増減
介護予防ケアマネジメント費	438単位	442単位	<u>+4単位</u>

②減算の新設

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100
  - ・業務継続計画未策定減算 所定単位数の1/100
- ※業務継続計画未策定減算は、令和7年4月1日より適用開始。

(3) その他

○一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②）の契約単価変更

①概要

一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②）は、現在、委託契約型の事業であり、契約単価を別途設定している。最低賃金の上昇を加味し、以下の単価とする。なお、初回加算は、訪問介護相当サービスの初回加算の金額準拠としているため、今回は変更なし。

②単価の見直し

1時間 1,200円 → 1,400円（配分金1,200円 事務費200円）  
30分 700円 → 800円（配分金 700円 事務費100円）  
初回加算 2,000円 → 2,000円